

令和3年10月第143回定例農業委員会総会議事録

令和3年10月11日(月)
JAグリーン近江八幡東支店 会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

- | | |
|---------|----------------------------------|
| 議第557号 | 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて |
| 議第558号 | 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて |
| 議第559号 | 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて |
| 議第560号 | 農用地利用集積計画について |
| 議第561号 | 農用地利用配分計画(案)について |
| 報告第347号 | 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について |
| 報告第348号 | その他の専決報告について |

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和3年9月第143回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので●●会長よろしく申し上げます。

議長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきご苦労さまです。

10月に入りましたが毎日暑い日が続いております。先日4日には、農業委員研修会にご出席いただきましてお疲れさまでした。昨年はコロナの関係で中止になっておりましたが、今年は会場を分けて県農業会議の主催で研修会が開催されました。委員の皆さんの中には初めて研修会に参加された委員の方も多いと思いますが、毎年県全体での研修、それから、東近江地域管内の連絡協議会というのがございまして、そこでの研修会と年2回研修会が開催されていましたが、昨年は東近江管内の研修は役員だけで人数を制限して行われました。今年度は近江八幡市が当番で研修会の段取りをしなくてはいけません、開催するのかもしれないか、開催する場合はどういう形であるのか、そういったことを現在、事務局会議等で検討していただいております。開催される場合には委員の皆さんにも参加して頂きますようお願いいたします。

話は変わりますが、近江八幡市の中で、豚熱が発生したということで、1400頭余りの豚を殺処分されるというニュースが出ておりました。毎日手塩にかけて育ててこられた生き物ですので、目の前で殺処分されるのは、畜産農家の方の気持ちになると大変な状況だと思います。一日も早く立て直されることを願っております。

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思っております。

議長

本日の現在出席委員22名、全員ご出席いただいております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、10月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和3年10月第143回定例総会を、ただ今から開催します。

議 長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

22番、●●●●委員

1番、●●●●委員

のご兩名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議 長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第557号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第557号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年10月11日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、馬淵町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,643㎡、同じく馬淵町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,972㎡、2筆合わせて5,615㎡でございます。世帯の経営面積、渡人56.2アール、受人0アールで今回の申請面積で56.2アールとなります。渡人につきましては、湖南市●●●●丁目●●番地●●、●●●●、受人につきましては、蒲生郡●●●●番地●●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、新規就農でございます。受人は申請地において水稻の栽培を行う予定をしています。受人は食品加工、販売業をしており、近江八幡市のふるさと納税の返礼品にも出品をされております。コメは100俵ほど販売されておりますが、それでも供給が足りないため自作して販売する予定でございます。技術的には社員に農業者がいることから栽培全般にかかる技術の指導を受けながら耕作される予定であり、問題ないと考えます。また、農作業に必要な農機具につきましては当初は知り合いである●●牧場から借り入れされますが、今後規模拡大も予定されており、それに応じた機械を購入されると聞いております。周辺地域との調和につきましては、●●農事改良組合長の同意書の提出を頂いております。転作のローテーションにつきましては、地域で大規模に耕作されている●●氏と相談し、水稻を作付けすることに承諾を得られており問題ないと考えます。

番号2、土地の所在地、野村町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,135㎡、同じく野村町●●番●、登記地目、現況地目とも田、

登記面積1,659㎡、同じく野村町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,755㎡、同じく野村町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,199㎡、同じく野村町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,988㎡、同じく野村町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,700㎡、同じく野村町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,277㎡、同じく野村町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,990㎡、同じく野村町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,491㎡、同じく野村町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,849㎡、同じく野村町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,001㎡、同じく野村町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,001㎡、同じく野村町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,633㎡、同じく野村町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,304㎡、同じく野村町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,816㎡、同じく水荃町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,099㎡、同じく水荃町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,099㎡、同じく水荃町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,115㎡、同じく水荃町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,057㎡、同じく水荃町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,061㎡、同じく水荃町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,099㎡、同じく水荃町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,047㎡、同じく水荃町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,047㎡、同じく水荃町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,099㎡、同じく水荃町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,099㎡、同じく水荃町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,099㎡、以上26筆50,719㎡でございます。世帯の経営面積、渡人1,074.5アール、受人8,836.6アールで今回の申請面積を合わせますと9,343.7アールとなります。渡人につきましては、出町●●番地、●●●●、代表取締役、●●●●、受人につきましては、野村町●●番地、●●●●、代表取締役、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、規模縮小ということで北里学区の分を売買される予定です、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号3、土地の所在地、野村町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,747㎡、同じく野村町●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,843㎡の内964.92㎡、世帯の経営面積、渡人138.5アール、渡人につきましては、野村町●●番地●、●●●●、同じく野村町●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,872㎡の内1,545.72㎡、

世帯経営面積、渡人28.7アール、渡人につきましては野村町●●番地●、●●●●、以上3筆合わせて4,257.64㎡の受人の経営面積8,836.6アールで今回の申請面積を合わせますと9,329アールとなります。受人につきましては、野村町●●番地、●●●●、代表取締役、●●●●、契約内容は交換、譲渡理由につきましては、後程、5条の案件でもございますが、受人が建設する低温倉庫の残地となり耕作不便、譲受理由につきましては、自社低温倉庫敷地の残地になるためでございます。

番号4、土地の所在地、野村町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,992㎡、同じく野村町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,731㎡、2筆合わせて5,723㎡でございます。世帯の経営面積、渡人8,836.6アール、受人28.7アールで今回の交換で70.5アールとなります。渡人につきましては、野村町●●番地、●●●●、代表取締役、●●●●、受人につきましては、野村町●●番地●、●●●●、契約内容は交換、譲渡理由につきましては、代替地農地の提供、譲受理由につきましては、代替地農地の取得でございます。

番号5、土地の所在地、野村町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,280㎡、同じく野村町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,500㎡、2筆合わせて3,780㎡でございます。世帯の経営面積、渡人8,836.6アール、受人138.5アールで今回の交換で149.2アールとなります。渡人につきましては、野村町●●番地、●●●●、代表取締役、●●●●、受人につきましては、野村町●●番地●、●●●●、契約内容は交換、譲渡理由につきましては、代替地農地の提供、譲受理由につきましては、代替地農地の取得でございます。

番号6、土地の所在地、浅小井町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,906㎡、世帯の経営面積、渡人31.3アール、受人104アールで今回の申請面積を合わせますと133アールでございます。渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、受人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号7、土地の所在地、日吉野町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,191㎡、世帯の経営面積、渡人190.5アール、受人190.5アール、親子間の申請で経営面積は変わりません。渡人につきましては、中小森町●●番地、●●●●、受人につきましては、中小森町●●番地、●●●●、契約内容は親子間の贈与、譲渡理由につきましては、高齢により規模縮小、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号8、土地の所在地、友定町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積782㎡、世帯の経営面積、渡人7.8アール、受人183.9アールで今回の申請面積を合わせますと191.7アールでございます。渡人につきましては、友定町●●番地、●●●●、受人につきましては、友定町●●番地、●●●●、契約内容は贈与、譲渡理由につきましては、遠方に転居予定のため管理困難、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件及び、農地法第3条第2項第7号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委員

（特になしの声）

議長

特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。
質問や意見はございませんか。

委員

（特になしの声）

議長

質問も意見もないようですので、採決に入ります。
議第 557 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委員

（異議なしの声）

議長

ご異議なしと認めます。
よって、議第 557 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、原案どおり許可することに決定いたします。

議長

それでは次に、議第 558 号、農地法第4条第1項の規定による申請

に対し、許可をすることについて、及び、議第 559 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第558号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年10月11日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、浅小井町●●番●、登記地目、畑、現況地目、宅地、届出面積26㎡、同じく浅小井町●●番●、登記地目、田、現況地目、宅地、届出面積49㎡、同じく浅小井町●●番、登記地目、畑、現況地目、宅地、届出面積99㎡、同じく浅町井町●●番、登記地目、畑、届出面積66㎡、以上4筆合わせて240㎡でございます。申請人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、申請地は、浅小井町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「●●●●小学校」・「●●保育園分園」の教育施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、農業用倉庫及び露天駐車場です。現地は、既に農業用倉庫・駐車場として使用されており、今回農地法第3条を申請された際、当該農地が転用されていないことが判明したため申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、池田本町●●番●、登記地目、畑、現況地目、雑種地、届出面積69㎡、申請人につきましては、蒲生郡●●●●番地●●、●●●●、申請地は、池田本町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天駐車場で、既に平成17年頃から露天駐車場として利用されております。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、日吉野町●●番、登記地目、畑、現況地目、雑種地、届出面積91㎡、申請人につきましては、中小森町●●番地、●●●●●、申請地は、日吉野町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「●●内科」・「●●●●●歯科医院」の医療施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天駐車場です。現地は、既に駐車場として使用されており、今回農地法第3条を申請された際、当該農地が転用されてい

ないことが判明したため申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、倉橋部町●●番地●、登記地目、畑、現況地目、宅地、届出面積214㎡、申請人につきましては、倉橋部町●●番地、●●●●●、申請地は、倉橋部町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、住宅敷地で、今後の土地の活用方法を検討している際に、申請地が転用されていないことが判明したため申請されたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議題559号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年10月11日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●●。

番号1、土地の所在地、野村町●●の一部、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,843㎡の内878.65㎡、渡人につきましては、野村町●●番地●、●●●●●、同じく野村町●●番の一部、登記地目、現況地目とも田、届出面積2,872㎡の内1,326.97㎡、渡人につきましては、野村町●●番地●、●●●●●、以上2筆合わせて2,205.62㎡の受人につきましては、野村町●●番地、●●●●●、代表取締役、●●●●●、申請地は、野村町地先の農地で、農用地区域内農地いわゆる青地にあります。契約内容は、交換です。転用目的は、低温倉庫で、申請地西側にある事務所敷地内に倉庫を所有されていますが、手狭であること、また温度管理の必要な商品も多数あることから新たに建築されるものです。令和3年8月17日に軽微変更され、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積1,363㎡、渡人につきましては、若宮町●●番地、●●●●●、受人につきましては、千僧供町●●番地、●●●●●、代表取締役、●●●●●、申請地は、若宮町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場です。二次製品や骨材置場、重機等の車両置場として利用される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、西生来町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積350㎡、渡人につきましては、京都市西京区●●●●●●●番地、

●●、●●●、受人につきましては、友定町●●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、西生来町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、申請地東側の分譲地の露天資材置場として既に許可済みの東隣の資材置場と一体的に利用されます。また、資材置場への進入路は、申請地南側の現在宅地となっている土地の家屋を解体して利用される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

議第 558 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 559 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、19番、●●●●委員、よろしくお願いします。

委 員

去る、9月30日に、

議第 558 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 559 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて16番、●●●●委員と、21番、●●●●委員と私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。

初めに、議第558号 農地法第4条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

農地法第4条の申請については、全て、てん末案件であり、今ほど、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、議第559号 農地法第5条第1項許可申請の案件について報告させていただきます。

番号1の案件です。

申請地は、野村町地先の農地で、転用目的は低温倉庫です。南側水路との境界にはL型擁壁を設置され土砂の流失を防ぎます。隣接農地は申請者の農地であるため、法面処理で対応されます。また、雨水排水については、敷地内に可変側溝を設け、南側水路へ放流されるため、周辺農地への影響はないと考えます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたし

ました。

次に番号2の案件です。

申請地は、若宮町の集落内の農地で、転用目的は露天資材置場及び露天駐車場です。東側隣接農地との境界は法面処理をし、雨水については地下浸透処理されるため、周辺農地への影響は特になく考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号3の案件です。

申請地は、西生来町の集落内の農地です。転用目的は、露天資材置場です。北側隣接農地との境界には、擁壁を設置されることから、周辺農地への影響は特になく考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第4条許可申請4件、第5条許可申請3件、計7件の現地踏査結果報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

私から質問ですが、農地部会で気づけばよかったのですが、5条の1番ですが、の内とありますが、3条の内の面積を合計すると面積が合わないのですが。

事務局

こちらにつきましては、分筆するにあたりまして実測をされた結果、5条の内の面積になります。登記上の面積となると上段に書かれている元々の届出面積になりまして、実測測量との差ということになります。今回、分筆及び地目変更の登記をされる時には両方とも測量した面積で登記されるということになります。

議 長

分筆面積とは合わないということですか。5条は878.65㎡で許可をしているが分筆の面積と違ってても登記は出来るのか。

事務局

許可書に分筆予定の地積測量図を付けて、の一部ということで許可をします。地積測量図を持って法務局に行かれますので、法務局では分かるという仕組みになっています。

議 長

分筆したい方を測量して残りは全体から引いた面積で登記するのではありませんか。

事務局 今の方法としましては、分筆するには1筆を丸々測量して囲う必要があります。そこを測らないと分筆できないというようになっていますので、分筆するところ、残地の両方共が実測面積ということになります。

議長 他に質問や意見はございませんか。
質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第 558 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 559 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
議第 558 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 559 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議長 それでは次に
議第 560 号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議題560号、農用地利用集積計画について、を議案朗読及び説明させていただきます。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地の利用関係の調整がなされ、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用集積計画の提出があったので、審議を求める。上記の議案を提出する。令和3年10月11日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。
資料といたしましては、A4縦置き文書「令和3年度農用地利用集積計画について」と書かれた農業委員会会長あての文書1枚とA4横置き資料で、左肩に令和3年度第1号と2号と書かれた資料でございます。
こちらにつきましては、4月1日～6月30日の間、農地中間管理機構への農地の借り受け申し込みに応じられた農地について挙げさせて頂いております。滋賀県から農地中間管理機構に指定されております、「公益

財団法人「滋賀県農林漁業担い手育成基金」が全筆、受け手となっております。

第1号は、契約開始日が10月15日のものになります。こちらは、新たに農地中間管理機構への農地の借り受け申し込みをされた農地と農業経営基盤強化促進法による利用権設定を解約されて、農地中間管理機構への農地の借り受けを申込された農地となります。

第2号は、契約開始日が1月1日からのものになります。こちらは、従前の契約である利用権設定や農地利用集積円滑化事業の契約期間が12月31日に終了し、新たに農地中間管理機構への農地の借り受け申し込みをされた農地となります。

なお、本件につきましては、本来全て朗読させて頂くのが本意ではございますが、番号1についてのみ紹介させて頂きますこととお許し願います。

番号1、利用権の設定を受ける者、大津市松本1丁目2番20号、(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金、利用権を設定する者、草津市●●●丁目●番●●号、●●●●、利用権を設定する土地、十王町●●番、田、2,991㎡、同じく十王町●●番、田、987㎡、合計3,978㎡、契約期間10年3カ月、令和3年10月15日から令和13年12月31日、賃借内容につきましては、10アールあたり10,000円、水稻、権利の種類は賃貸借でございます。

続きまして、第2号の1番、利用権の設定を受ける者、大津市松本1丁目2番20号、(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金、利用権を設定する者、守山市●●町●●番地、●●●●、利用権を設定する土地、水荃町●●番、田、2,009㎡、同じく水荃町●●番、田、2,099番地、同じく水荃町●●番、田、1,702㎡、同じく水荃町●●番、田、2,099㎡、同じく水荃町●●番、田、2,099㎡、合計10,008㎡、契約期間10年、令和4年1月1日から令和13年12月31日、賃借内容につきましては、10アールあたり10,000円、水稻、権利の種類は賃貸借でございます。

今回の計画の合計は、432件、563筆、127万1,538㎡でございます。以上でございます。

議長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員 (特になしの声)

議長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第 560 号 農用地利用集積計画については、原案どおり承認とすることに異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第 560 号 農用地利用集積計画について、原案どおり承認することに決定いたします。

議長 それでは次に
議第 561 号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第561号、農用地利用配分計画(案)について、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農用地の利用関係の調整がなされ、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用配分計画(案)の提出があったので、同法第19条第3項の規定に基づき意見を求める。上記の議案を提出する。令和3年10月11日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

こちらの資料といたしましては、A4横置き資料で、令和3年度農用地利用配分計画案と書かれた資料2部でございます。

こちらにつきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、市町村が中間管理機構より利用配分計画の案の作成と提出を求められた場合に農業委員会の意見を聴くものと規定されています。こちらも貸付始期が11月27日と1月28日とに資料を分けております。

補足説明といたしましては、左側は借受相手先(耕作者)、真ん中辺りに貸付始期、貸付終期、右側に貸付相手先が記載されております。

件数、筆数、面積につきましては、1ページから10ページまでの合計が、先ほどの議第560号と同じ数値となります。

以上でございます。

議長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第 561 号 農用地利用配分計画（案）については、異議なしとの意見を回答することにご異議ございませんか。

委 員 （異議なしの声）

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議第 561 号 農用地利用配分計画（案）について、異議なしとの意見を回答することに決定をいたします。
それでは、次に報告第 347 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 348 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第347号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。
農地法第4条第1項第8号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和3年10月11日、近江八幡市農業委員会事務局長。
番号1、土地の表示、市井町●●一●●、畑、地積115㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年9月2日、408番、届出人の住所氏名、京都市中京区●●●●●●町●●、●●●●、理由につきましては、露天駐車場でございます。
続きまして、報告第348号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和3年10月11日、近江八幡市農業委員会事務局長。
1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、賃貸借契約解除が12件ございました。以上でございます。

議 長 ただ今の、報告第 347 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 348 号 その他の専決報告について、質問等はございませんか。

委 員 （特になしの声）

議 長

それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長

以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第 143 回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後2時20分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員